

## 長野県内における日影規制の対象建築物と規制時間の一覧表

地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	規制される範囲と規制時間 (敷地境界線からの水平距離：L)	
			5 m < L ≤ 10 m	10 m < L
第一種低層住居専用地域	軒の高さが7 mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5 m	3 時間	2 時間
第二種低層住居専用地域	軒の高さが7 mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5 m	3 時間	2 時間
第一種中高層住居専用地域	高さが10 mを超える建築物	4 m	3 時間	2 時間
第二種中高層住居専用地域	高さが10 mを超える建築物	4 m	3 時間	2 時間
第一種住居地域	高さが10 mを超える建築物	4 m	4 時間	2.5 時間
第二種住居地域	高さが10 mを超える建築物	4 m	4 時間	2.5 時間
準住居地域	高さが10 mを超える建築物	4 m	4 時間	2.5 時間
近隣商業地域	高さが10 mを超える建築物	4 m	5 時間	3 時間
準工業地域	高さが10 mを超える建築物	4 m	5 時間	3 時間

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。